

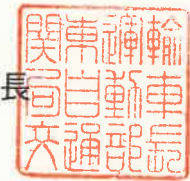
関自監貨第337号の4
関自貨第981号の4
令和元年10月31日

一般社団法人全国物流ネットワーク協会長 殿

関東運輸局自動車監査指導部長



関東運輸局自動車交通部長



「荷主勧告事務の細部取扱い等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり通達があったので了知されるとともに、傘下会員
に対し周知徹底願います。

国自貨第80号
令和元年10月31日

各地方運輸局(関東・近畿)自動車交通部長
各地方運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

「荷主勧告事務の細部取扱い等について」の一部改正について

今般、「荷主勧告事務の細部取扱い等について」(平成29年6月30日付け国自貨第38号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自貨第80号の2
令和元年10月31日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国 土 交 通 省
自動車局貨物課長

「荷主勧告事務の細部取扱い等について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

国自貨第 80 号の 2
令和元年 10 月 31 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国 土 交 通 省
自動車局貨物課長

「荷主勧告事務の細部取扱い等について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴機関においてもその趣旨を了知されるとともに、地方実施機関に対し周知されたい。

国自貨第 80 号の 2
令和元年 10 月 31 日

一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国 土 交 通 省
自動車局貨物課長

「荷主勧告事務の細部取扱い等について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

荷主勧告事務の細部取扱い等について（新旧対照表）

修 正 案	現 行
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 東 海 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿 国 自 貨 第 3 8 号 平成 2 9 年 6 月 3 0 日 一部改正 令和 元 年 6 月 2 7 日 一部改正 令和 元 年 1 0 月 3 1 日 自 動 車 局 貨 物 課 長 荷主勧告事務の細部取扱い等について この通達は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第 6 4 条及び「荷主への勧告について」（平成 2 6 年 1 月 2 2 日付け国自貨第 1 0 2 号。以下「局長通達」という。）に基づき荷主勧告に係る事務の細部取扱いを定めるとともに、荷主勧告の発動には至らないがトラック事業者の法令違反行為への関与が認められた荷主に対して行う警告及びトラック事業者の法令違反行為への関与の蓋然性が高い荷主に対して行う協力要請に係る事務の取扱いを定めるものである。なお、「荷主への勧告について」（平成 2 6 年 1 月 2 2 日付け国自貨第 1 0 3 号。以下「旧課長通達」という。）及び「荷主への勧告に係る資料について」（平成 2 6 年 1 月 2 2 日付け国自貨第 1 0 4 号。）は、この通達の施行の日をもって廃止する。 記 1. ～ 4. （略） 5. 警告に係る事務の取扱いについて (1) 警告を行う事案 警告を行う事案は、上記 3. の荷主勧告該当性調査を実施した結果、事業者の法令	各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 東 海 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿 国 自 貨 第 3 8 号 平成 2 9 年 6 月 3 0 日 一部改正 国 自 貨 第 1 8 号 令和 元 年 6 月 2 7 日 自 動 車 局 貨 物 課 長 荷主勧告事務の細部取扱い等について この通達は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第 6 4 条及び「荷主への勧告について」（平成 2 6 年 1 月 2 2 日付け国自貨第 1 0 2 号。以下「局長通達」という。）に基づき荷主勧告に係る事務の細部取扱いを定めるとともに、荷主勧告の発動には至らないがトラック事業者の法令違反行為への関与が認められた荷主に対して行う警告及びトラック事業者の法令違反行為への関与の蓋然性が高い荷主に対して行う協力要請に係る事務の取扱いを定めるものである。なお、「荷主への勧告について」（平成 2 6 年 1 月 2 2 日付け国自貨第 1 0 3 号。以下「旧課長通達」という。）及び「荷主への勧告に係る資料について」（平成 2 6 年 1 月 2 2 日付け国自貨第 1 0 4 号。）は、この通達の施行の日をもって廃止する。 記 1. ～ 4. （略） 5. 警告に係る事務の取扱いについて (1) 警告を行う事案 警告を行う事案は、上記 3. の荷主勧告該当性調査を実施した結果、事業者の法令

違反行為への荷主の主體的な関与が認められず勧告を発動しなかった事案であって、次の①又は②に該当するもの、及び荷主勧告該当性調査を実施しないが③に該当するものとし、地方運輸局長が警告書を発出することとする。

なお、次の①において荷主の関与があるものと認めるかどうかの判断については、事業者へのヒアリング調査や拳証資料により得られた情報に基づき、当該荷主の法令違反行為への関わりが明らかである場合のほか、過労運転防止違反のうち乗務時間等告示の遵守違反が著しいもの（監査において乗務時間等告示の遵守状況調査の対象運転者が3人目に達したものをいう。）であって、1日当たりの拘束時間違反で1.6時間を超えるもの及び連続運転時間違反で5時間を超えるものの総件数のうち半数以上を同一の荷主が占めている場合には、当該荷主を当該法令違反行為に対して関与があるものと認めることとする。

① 当該荷主勧告該当性調査の対象となった事業者の法令違反行為に対して荷主の関与があるものと認められた場合

② 当該荷主勧告該当性調査の対象となった事業者の法令違反行為に係る荷主が、同一支社等に対し、過去3年以内に当該法令違反行為と同一の法令違反行為に関して協力要請を受けていた場合

③ 事業者の法令違反行為に係る荷主が、過去3年以内に、支社等の別、法令違反行為の種別を問わず5回の協力要請を受けていた場合（同一事業者の同一の法令違反行為について、複数の支社等へ発出した協力要請書は、1件としてカウントする。）

(2) 警告の実施

① 警告書の様式

警告書の様式は、対象違反行為の種別に応じ様式2-1から様式2-4のとおりとする。

② 警告を行った際の措置

警告を行った場合、当該警告に係る事業者から法令違反行為の再発防止のための荷主との協力・協議体制の構築等の取り組みに関する書面（別に定める様式による）を求めるものとする。

6. ～ 7. (略)

附 則（令和元年6月27日 国自貨第18号 一部改正）

1. この通達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年10月31日 国自貨第80号 一部改正）

1. この通達は、令和元年11月1日から施行する。

2. ～ 3. (略)

違反行為への荷主の主體的な関与が認められず勧告を発動しなかった事案であって、次の①又は②のいずれかに該当するものとし、地方運輸局長が警告書を発出することにより行うものとする。

なお、次の①において荷主の関与があるものと認めるかどうかの判断については、事業者へのヒアリング調査や拳証資料により得られた情報に基づき、当該荷主の法令違反行為への関わりが明らかである場合のほか、過労運転防止違反のうち乗務時間等告示の遵守違反が著しいもの（監査において乗務時間等告示の遵守状況調査の対象運転者が3人目に達したものをいう。）であって、1日当たりの拘束時間違反で1.6時間を超えるもの及び連続運転時間違反で5時間を超えるものの総件数のうち半数以上を同一の荷主が占めている場合には、当該荷主を当該法令違反行為に対して関与があるものと認めることとする。

① 当該荷主勧告該当性調査の対象となった事業者の法令違反行為に対して荷主の関与があるものと認められた場合

② 当該荷主勧告該当性調査の対象となった事業者の法令違反行為に係る荷主が、同一支社等に対し、過去3年以内に当該法令違反行為と同一の法令違反行為に関して協力要請を受けていた場合

(2) 警告の実施

① 警告書の様式

警告書の様式は、対象違反行為の種別に応じ様式2-1から様式2-3のとおりとする。

② 警告を行った際の措置

警告を行った場合、当該警告に係る事業者から法令違反行為の再発防止のための荷主との協力・協議体制の構築等の取り組みに関する書面（別に定める様式による）を求めるものとする。

6. ～ 7. (略)

附 則

1. この通達は、令和元年7月1日から施行する。

2. ～ 3. (略)

国自貨第38号

平成29年6月30日

一部改正 令和元年6月27日

一部改正 令和元年10月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

釧路運輸局自動車監査指導部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

荷主勧告事務の細部取扱い等について

この通達は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条及び「荷主への勧告について」（平成26年1月22日付け国自貨第102号。以下「局長通達」という。）に基づく荷主勧告に係る事務の細部取扱いを定めるとともに、荷主勧告の発動には至らないがトラック事業者の法令違反行為への関与が認められた荷主に対して行う警告及びトラック事業者の法令違反行為への関与の蓋然性が高い荷主に対して行う協力要請に係る事務の取扱いを定めるものであるので、事務に遺漏のないようにされたい。

なお、「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」（平成26年1月22日付け国自貨第103号。以下「旧課長通達」という。）及び「荷主への勧告に係る資料について」（平成26年1月22日付け国自貨第104号。）は、この通達の施行の日をもって廃止する。

記

1. 荷主勧告等の対象となる事業者の法令違反行為

荷主勧告及び警告の対象となる一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は貨物軽自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反行為は、局長通達記1（1）アに係る法令違反行為である。

2. 荷主勧告該当性調査を実施する事案

（1）荷主勧告を行うことを目的として実施する荷主勧告該当性調査の対象事

案は、当面、特に荷主の指示等により行われやすい形態である次の①から③に掲げる法令違反行為（以下「対象違反行為」という。）及び④に掲げる事案であって、事業者に対して輸送の安全確保命令又は車両使用停止以上の行政処分を行う事案とする。ただし、運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）又は地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の監査（以下単に「監査」という。）において事業者の違反行為への荷主の関与の疑いが認められなかった事案については実施しない。

なお、①の事案については、事業の全部又は一部の停止に係る行政処分を行うもの及び貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。）の遵守違反が著しいもの（監査において乗務時間等告示の遵守状況調査の対象運転者が3人目に達したものをいう。以下同じ。）を対象として重点的に実施するものとする。

① 法第17条第1項の規定に違反する行為

事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講ずべき義務に係る違反（以下「過労運転防止違反」という。）。

② 法第17条第3項の規定に違反する行為

過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示（以下「過積載運行」という。）。

③ 法第17条第4項の規定に違反する行為

ア、同項に規定する違反行為のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第5条の2に規定する違反であって、道路法第47条第2項又は第3項に規定する車両の最高限度違反若しくは同法第47条の2第1項に規定する限度超過車両の通行許可条件違反（以下「車両制限令違反」という。）による運送の指示。

イ、同項に規定する違反行為のうち、安全規則第10条第1項の違反であって、道路交通法第22条第1項に規定する事業用自動車の運転者の最高速度違反に係るもの（以下「最高速度違反」という。）。

④ 死亡事故等の重大事故のほか多数の負傷者が生じるなど社会的影響の大きい事故を発生させた事業者に係る事案

(2) 次の①から⑤に掲げる事案を認知した場合は、荷主勧告該当性調査を実施するものとする。

① 事業者の対象違反行為に関して、荷主及びその関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪として捜査機関に捜査された事案

- ② 荷主が過積載車両の運転の要求等（道路交通法第58条の5第1項各号に規定する行為をいう。）を行ったとして、警察署長から同条第2項に基づき再発防止命令書を交付された事案
- ③ 運送契約書、運送依頼書等の書類、関係者の説明等から、対象違反行為に関し、荷主の主体的な関与が疑われる事案
- ④ 同一の荷主と取引関係にある複数の事業者が、同一の対象違反行為を行った事案
- ⑤ 過去3年以内に警告又は協力要請（他の地方運輸局が行ったものを含む。）を受けている荷主と取引関係にある事業者（当該受けた警告又は協力要請に係る事業者以外の事業者を含む。）が対象違反行為を行った事案

3. 荷主勧告該当性調査の実施

- (1) 荷主勧告該当性調査は、地方運輸局において主体的に実施するものとする。
- (2) 荷主勧告該当性調査は、当該事案について運輸支局における監査の実施以降、事業者に対して輸送の安全確保命令又は車両使用停止以上の行政処分の手続きと並行して行うものとし、運輸支局（監査部門、輸送・監査部門、輸送部門）及び地方運輸局（自動車交通部貨物課、自動車監査官、自動車監査指導部）の各関係部署が連携を図るものとする。
- (3) 荷主勧告該当性調査の対象となる荷主の特定は、監査等において得られた情報をもとに行うものとする。また調査に当たっては、荷主勧告該当性確認表等（別に定める様式による）を活用し、主に事業者へのヒアリング調査のほか、事業者に対して挙証資料の提出を求めることにより実施するものとする。

なお、監査時に情報を得ることができなかった場合においては、改めて事業者への調査を実施するものとする。

- (4) 荷主勧告該当性調査は、4. (1)に掲げる事例に該当する行為を荷主が主体的に行っていたかどうかについて、「運送契約書」、「運送状（委託書）」、「運送引受書」等の書面の記載内容のほか、運行記録、荷待ち時間記録、事業者からの供述、荷主からのヒアリング等により調査するものとする。

4. 荷主勧告に係る事務の取扱いについて

- (1) 荷主勧告を発動する事案

荷主勧告を発動する事案は、上記3. の荷主勧告該当性調査を実施した結果、局長通達1(1)ア及びイに規定する荷主勧告の発動要件に該当する

事案であって、次の①から③のいずれかに該当するものとする。

- ① 事業者に対する優越的な地位又は継続的な取引関係を利用して荷主が行った次のア. からオ. に掲げる行為により事業者が対象違反行為を行ったと認められる場合

ア. 非合理的な到着時刻の設定

(例) 発着時刻や積込み取卸し時間、距離・運行経路等を勘案した結果、荷主の指示・意向により設定された到着時刻が、事業者の法令違反行為によらなければ間に合わない時刻である場合。

イ. やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

(例) 予想し得ない交通渋滞の発生等やむを得ない事情による運送の遅延に関し理由の如何を問わないペナルティが設定されていた場合。

ウ. 積込み直前に貨物量を増やす急な依頼

(例) 過積載運行の原因が、積込み直前に荷主から貨物量を増やすよう急に指示され、過積載となることを認識しつつ荷主から取引解消を示唆されるなど断り切れなかったことによるものである場合。

エ. 荷待ち時間の恒常的な発生

(例) 過労運転防止違反の原因が、荷主の管理に係る荷捌き場における荷待ち時間の恒常的な発生によるものであることが「荷待ち時間記録」等により確認され、かつ、事業者から荷主に対し改善を要請しているにもかかわらず、社会通念上行われるべき改善措置が取られていない場合。

オ. その他の事業者の法令違反行為の原因となる行為

上記ア. からエ. のほか、事業者の法令違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められる場合。

- ② 事業者の対象違反行為に関して、荷主及びその関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪で公訴が提起されたもののほか、事業者及び荷主へのヒアリング調査等により、荷主の指示・意向により事業者の法令違反行為が発生したことが明らかな場合

- ③ 荷主勧告該当性調査の結果、事業者の法令違反行為への関わりがある荷主が過去3年以内に当該法令違反行為と同一の法令違反行為に関して5.(1)①又は②に関する警告を受けており、かつ、前回の警告以後、警告による法令違反行為の再発防止への取り組みが不十分である場合

(2) 荷主勧告の実施等

荷主勧告は、次の①から③により、地方運輸局長が当該荷主に対して様式1の荷主勧告書を発出することにより発動するものとする。(すでに地方運輸局又は運輸支局が協力要請を行っている事案を含む。)

① 荷主勧告の具体的内容

局長通達記 2 に規定する荷主勧告の具体的内容については、次に掲げる例を参考とされたい。

- ア. 事業用自動車の運転者について、乗務時間等告示違反等につながるような貨物の到着時刻の設定を行わないよう勧告する。
- イ. 事業用自動車の運転者に最高速度違反を惹起させることのないよう、契約において、交通渋滞等やむを得ない事情による到着時刻の遅延に対し、ペナルティを課すことをしないよう勧告する。
- ウ. 事業用自動車の運転者に過積載運行を惹起させることのないよう、積込み前に貨物量を増やす急な依頼をしないよう勧告する。
- エ. 荷主の管理に係る荷捌き場において、恒常的な荷待ち時間を発生させ、事業用自動車の運転者に、乗務時間等告示違反となるような乗務をさせないよう、当該事業者と協議の上、積載方法の見直し、ブースの増設等荷待ち時間の削減のための措置を講ずることを勧告する。
- オ. 事業者に対し、過積載となるような運行を指示しないよう勧告する。

② 本省への稟伺

地方運輸局は荷主勧告を発動すると判断した場合、本省貨物課トラック事業適正化対策室（以下「適正化室」という。）に対し稟伺することとする。なお、法第 6 4 条第 2 項に規定する当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣への意見聴取については、別に定めるところにより行うものとする。

③ 荷主名及び概要の公表要領

局長通達記 5 に規定する荷主名及び概要の公表は、地方運輸局及び本省において行うこととし、公表方法等は次の要領によるものとする。

ア. 公表事項等

荷主勧告を発動する地方運輸局は、次の(ア)から(キ)に掲げる公表事項を記載した資料（以下「公表資料」という。）を作成し、各地方運輸局及び適正化室へ送付する。

- (ア) 荷主勧告の年月日
- (イ) 荷主の氏名又は名称及び位置（番地まで）
- (ウ) 荷主が支社、支店又は営業所等（以下「支社等」という。）である場合は、その名称及び位置（番地まで）（この場合、(イ)の位置は記載しない。）
- (エ) 違反行為を行った事業者の氏名又は名称並びに営業所の名称及び位置（番地まで）
- (オ) 事業者の違反行為の概要

(カ) 荷主勧告の内容

(キ) その他事項として、発出先荷主に対して過去3年以内に荷主勧告を発動していた場合には、過去3年以内すべての荷主勧告の(ア)及び(カ)の事項

イ. 公表方法

(ア) 荷主勧告を発動する地方運輸局

公表資料をホームページへ掲載及び報道機関へ提供するほか、運輸局報への掲載や定例記者会見の場を活用するなど広く公表する。

(イ) (ア)以外の地方運輸局

公表資料をホームページへ掲載する。

(ウ) 本省

公表資料をホームページへ掲載及び報道機関へ提供する。

5. 警告に係る事務の取扱いについて

(1) 警告を行う事案

警告を行う事案は、上記3. の荷主勧告該当性調査を実施した結果、事業者の法令違反行為への荷主の主体的な関与が認められず勧告を発動しなかった事案であって、次の①又は②に該当するもの、及び荷主勧告該当性調査を実施しないが③に該当するものとし、地方運輸局長が警告書を発出することにより行うものとする。

なお、次の①において荷主の関与があるものと認めるかどうかの判断については、事業者へのヒアリング調査や挙証資料により得られた情報に基づき、当該荷主の法令違反行為への関わりが明らかである場合のほか、過労運転防止違反のうち乗務時間等告示の遵守違反が著しいもの（監査において乗務時間等告示の遵守状況調査の対象運転者が3人目に達したものをいう。）であって、1日当たりの拘束時間違反で16時間を超えるもの及び連続運転時間違反で5時間を超えるものの総件数のうち半数以上を同一の荷主が占めている場合には、当該荷主を当該法令違反行為に対して関与があるものと認めることとする。

- ① 当該荷主勧告該当性調査の対象となった事業者の法令違反行為に対して荷主の関与があるものと認められた場合
- ② 当該荷主勧告該当性調査の対象となった事業者の法令違反行為に係る荷主が、同一支社等に対し、過去3年以内に当該法令違反行為と同一の法令違反行為に関して協力要請を受けていた場合
- ③ 事業者の法令違反行為に係る荷主が、過去3年以内に、支社等の別、法令違反行為の種別を問わず5回の協力要請を受けていた場合（同一事

業者の同一の法令違反行為について、複数の支社等へ発出した協力要請書は、1件としてカウントする。)

(2) 警告の実施

① 警告書の様式

警告書の様式は、対象違反行為の種別に応じ様式2-1から様式2-4のとおりとする。

② 警告を行った際の措置

警告を行った場合、当該警告に係る事業者から法令違反行為の再発防止のための荷主との協力・協議体制の構築等の取り組みに関する書面（別に定める様式による）を求めるものとする。

6. 協力要請に係る事務の取扱いについて

(1) 協力要請の趣旨

協力要請は、監査や関係行政機関からの情報で得られた事業者の法令違反行為に関して、早期の段階で荷主への注意喚起及び改善に向けた協力を働きかけることにより、事業者と荷主の間において事業者の法令遵守のための協力・協議体制の構築等の連携の促進を図ることを目的とするもので、事業者に対する行政処分の有無にかかわらず速やかに行うものとする。ただし、上記3.の荷主勧告該当性調査を実施した結果、勧告又は警告に至らなかった事案であって、すでに協力要請を行っているものについてはこの限りでない。

(2) 協力要請を行う事案

協力要請を行う事案は、次の①から③のいずれかを端緒として得られた事業者の対象違反行為について、当該対象違反行為時における積載貨物の荷主を特定し、当該荷主に対して、原則として運輸支局長が協力要請書を発出することにより行うものとする。ただし、荷主の特定ができない場合においては、この限りでないこととするとともに、協力要請書の発出ができない特段の事由がある場合は、適正化室に対して対応を協議するものとする。

① 関係行政機関からの事業者の法令違反行為の情報（過労運転防止違反に係るもののうち、「乗務時間等告示違反トラック事業者に対する指導方針について」（平成27年7月21日付け国自安第40号、国自貨第40号。以下「指導指針通達」という。）に基づき地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「適正化実施機関」という。）に巡回指導を要請した事案（以下「労基特別巡回事案」という。）であって、当該巡

回指導により改善が認められたものを除く。)

② 死亡事故等の重大事故のほか多数の負傷者が生じるなど社会的影響の大きい事故を発生させた事業者に係る事案

③ 事業者に対する監査等において荷主への早期の働きかけが必要と認められた事案

(3) 協力要請を行う荷主の特定について

協力要請を行う荷主の特定は、監査等において得られた情報をもとに、次の①から③の事案について、以下の手順により行うものとし、上記(2)

②及び③の事案についてもこれらに準ずるものとする。

① 過労運転防止違反に係る事案

ア. 労基特別巡回事案であって、41件以上の乗務時間等告示違反を確認したもの

(ア) 運輸支局は、適正化実施機関から乗務時間等告示違反があったものとして報告がなされたもののうち、41件以上の乗務時間等告示違反が認められた事業者に対して、指導指針通達の記1.(3)に基づき監査を実施する。

(イ) 運輸支局は、当該監査において認められた1日当たりの拘束時間違反で16時間を超えるもの及び連続運転時間違反で5時間を超えるものについて、当該違反運行時における積載貨物の荷主を特定する。

イ. 労基特別巡回事案であって、上記ア. に該当しないもののうち、事業者から荷主への働きかけの要望があったもの

(ア) 適正化実施機関が事業者から荷主情報を取得し、当該荷主情報を運輸支局へ報告する。

(イ) 報告を受けた運輸支局は事業者へのヒアリング調査を行い、荷主への働きかけの要望について確認の上、協力要請を行う荷主を特定する。

ウ. 労基特別巡回事案であって、巡回指導により改善が認められなかったものとして適正化実施機関から巡回指導結果報告があったもの

運輸支局が当該事案について監査を実施する際に、監査において認められた1日当たりの拘束時間違反で16時間を超えるもの及び連続運転時間違反で5時間を超えるものについて、当該違反運行時における積載貨物の荷主を特定する。

② 過積載運行及び車両制限令違反に係る事案

道路交通法第108条の34の規定に基づく通知又は「車両の通行の制限について」(昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号)に

基づく道路管理者からの通知により、事業者が過積載運行又は車両制限令違反による運行を行っていたことが判明した場合は、呼出による監査等を実施する際に得られた情報をもとに荷主を特定する。

③ 最高速度違反に係る事案

道路交通法第108条の34の規定に基づく通知により、事業用自動車の運行による最高速度違反を行っていたことが判明した場合であって、監査を伴う場合に、監査で得られた情報をもとに荷主を特定する。その際に、過去に通知があった事案も併せて調査して差し支えない。

(4) 協力要請の実施

① 協力要請書の様式

協力要請書の様式は、対象違反行為の種別に応じ様式3-1から様式3-3のとおりとする。

② トラック運転者の労働時間ルールの周知

協力要請書を発出するに当たって、トラック運転者の労働時間ルールの周知を図るため、リーフレット（別に定める様式による）を添付する。

7. 雑則

(1) 荷主勧告等の対象となる荷主及び文書の発出先

① 荷主勧告等の対象となる荷主

荷主勧告、警告及び協力要請の対象となる荷主には、真荷主及び下請事業者に対する元請事業者（事業者を含む。）に加え、いわゆる着荷主（荷受人のことをいう。）も含めることとする。

② 荷主勧告等の文書の発出先

ア. 文書（荷主勧告書、警告書及び協力要請書）の発出先は、上記①の荷主勧告等の対象となる荷主とする。

イ. 荷主勧告書又は警告書の発出先の荷主が支社等の場合であって、その本社に対しても荷主勧告又は警告を行う必要があるときには本社に対し荷主勧告書又は警告書を発出するものとし、その必要がないときには本社に対し当該支社等に荷主勧告又は警告を行った旨の通知書（様式4）を発出するものとする。

(2) 関係行政機関への連絡及び本省への報告

① 関係行政機関への連絡

荷主勧告又は警告を実施した場合、その内容が過労運転防止違反に係るものであるときは、地方運輸局長は当該荷主勧告書又は警告書の写し等を用いて関係する都道府県労働局長へ連絡するものとする。

② 本省への連絡

地方運輸局は、警告又は協力要請を実施した場合は、その都度、別に定める様式により速やかに適正化室へ報告するものとする。なお、上記6.(3)により荷主の特定はしたものの、協力要請書の発出ができない特段の事由があり、適正化室と協議の結果、発出に至らなかった場合には、その理由を別に定める様式により速やかに適正化室へ報告するものとする。

(3) 台帳の管理

適正化室は、各地方運輸局からの報告等をもとに荷主勧告、警告及び協力要請の実施状況を集約し、速やかに全ての地方運輸局で情報共有できるよう措置するものとする。

附 則（令和元年6月27日 国自貨第18号 一部改正）

1. この通達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年10月31日 国自貨第80号 一部改正）

1. この通達は、令和元年11月1日から施行する。
2. この通達により行う荷主勧告、警告及び協力要請に係る事業者の法令違反行為及び荷主の行為は、この通達の施行日以降のものを対象とする。ただし、この通達の施行の日より前の事業者の法令違反行為及び荷主の行為については、なお従前の例による。
3. 旧課長通達に基づいて発出された「協力要請書」については、この通達により「協力要請書」が発出されたものとみなす。

〇〇〇〇株式会社 (〇〇〇支店) 御中

勧 告

貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事実があり、当〇〇運輸局で所要の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められました。

違反事実

- 違反内容 ① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別)
② 違反事業者名 株式会社〇〇〇〇
③ 違反日時 (元号) 年 月 日
④ 積載品 〇〇〇〇

なお、当運輸局は、上記事案について、(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇違反を行った事業者の車両を使用停止(〇台・〇〇日間)する行政処分を行ったところです。

つきましては、今般、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為を是正し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとるべきことを勧告します。

(荷主の行為に応じた勧告内容を記載)

なお、事実関係等に係るお問い合わせについては、下記までご連絡ください。
(問い合わせ先 〇〇運輸局〇〇〇部〇〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇)

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇第 号)

〇〇運輸局長 印

様式 2-1 (過労運転防止違反の警告書) (表面)

〇〇〇〇株式会社 (〇〇〇〇支店) 御中

トラック運送事業者の過労運転の防止について (警告書)

当〇〇運輸局は、トラック運送事業者の過労運転の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら、諸施策を講じてきたところです。

今般、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおりの過労運転防止違反をしていた事実があったため、当運輸局で所要の調査を行った結果、当該トラック運送事業者に関し、貴社管理に係る荷捌き場において恒常的な手待ち時間が生じていたこと (下線部には、違反事実に関する具体的な荷主の関与の内容を記載) の確認が得られたところであり、当該違反は、貴社の配慮等で防止できた可能性があるものと判断しました。

【3年以内に協力要請書を発出している場合、次の文を追加。】

この点に関し、(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日付けで、貴社に対し協力を求めたところですが、その後改善が図られなかったところです。

違反事実

- 違反内容 ① 過労運転防止違反
② 違反日時 (元号) 年 月 日
③ 積載品 (〇〇〇〇)
④ 違反したトラック運送事業者名)

貴社依頼に係る運送に関し、今後このような違反行為が発生した場合、貨物自動車運送事業法第64条に基づく貴社への勧告を発動し、報道機関等を通じて公表する可能性があるため、貨物の運送依頼に当たっては、手待ち時間を生じさせないため、貴社管理に係る荷捌き場における積載方法の見直し等必要な措置を講じるよう (下線部には、違反の再発防止を図るための措置を記載) 十分に配慮してください。

なお、裏面の貨物自動車運送事業法第64条を参考とするとともに、事実関係等に係るお問い合わせは下記までご連絡ください。

問い合わせ先 〇〇運輸局〇〇〇部〇〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇〇
(又は問い合わせ先 〇〇運輸支局〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸局長

様式 2-2 (過積載運行の警告書) (表面)

〇〇〇〇株式会社 (〇〇〇〇支店) 御中

トラック運送事業者の過積載運行の防止について (警告書)

当〇〇運輸局は、トラック運送事業者の過積載運行の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら、諸施策を講じてきたところです。

今般、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおり過積載運行をしていた事実があったため、当運輸局で所要の調査を行った結果、当該トラック運送事業者に関し、貴社が積込み前に貨物量を増やす急な依頼を行っていたこと (下線部には、違反事実に関する具体的な荷主の関与の内容を記載) の確認が得られたところであり、当該過積載運行は、貴社の配慮等で防止できた可能性があるものと判断しました。

【3年以内に協力要請書を発出している場合、次の文を追加。】

この点に関し、(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日付けで、貴社に対し協力を求めたところであるが、その後改善が図られなかったところです。

違反事実

- 違反内容 ① 積載物重量制限超過 (〇〇割以上)
(最大積載量〇〇〇 kg のところ〇〇〇 kg 積載)
② 違反日時 (元号) 年 月 日
③ 積載品 (〇〇〇〇)
④ 違反したトラック運送事業者名)

貴社依頼に係る運送に関し、今後このような違反行為が発生した場合、貨物自動車運送事業法第64条に基づく貴社への勧告を発動し、報道機関等を通じて公表する可能性があるため、貨物の運送依頼に当たっては、積込み前に貨物量を増やす急な依頼を行わないよう (下線部には、再発防止を図るための措置を記載) 十分に配慮してください。

なお、裏面の貨物自動車運送事業法第64条を参考とするとともに、事実関係等についての問い合わせがある場合は下記までご連絡ください。

問い合わせ先 〇〇運輸局〇〇〇部〇〇〇課
(又は問い合わせ先 〇〇運輸支局〇〇〇部門

電話〇〇〇-〇〇〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇〇)

(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸局長

様式2-3（最高速度違反の警告書）（表面）

〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇支店） 御中

トラック運送事業者の最高速度違反の防止について（警告書）

当〇〇運輸局は、トラック運送事業者の最高速度違反の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら、諸施策を講じてきたところです。

今般、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおり最高速度違反をしていた事実があったため、当運輸局で所要の調査を行った結果、当該トラック運送事業者に関し、貴社が非合理的な到着時間を設定し、当該到着時間に遅れた場合には、理由を問わず罰金を課すこととしていたこと（下線部には、違反事実に関する具体的な荷主の関与の内容を記載）の確認が得られたところであり、当該最高速度違反は、貴社の配慮等で防止できた可能性があるものと判断しました。

【3年以内に協力要請書を発出している場合、次の文を追加。】

この点に関し、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日付けで、貴社に対し協力を求めたところですが、その後改善が図られなかったところです。

違反事実

- 違反内容 ① 最高速度違反（〇〇 km/h 超過）
（法定（指定）速度〇〇 km/h のところ〇〇 km/h 超過）
② 違反日時 （元号） 年 月 日
③ 積載品 （〇〇〇〇）
④ 違反したトラック運送事業者名 ）

貴社依頼に係る運送に関し、今後このような違反行為が発生した場合、貨物自動車運送事業法第64条に基づく貴社への勧告を発動し、報道機関等を通じて公表する可能性があるため、貨物の運送依頼に当たっては、合理的な到着時間の設定や、やむを得ない事情による到着時間の遅れに対しペナルティを課さないなど（下線部には、再発防止を図るための措置を記載）十分に配慮してください。

なお、裏面の貨物自動車運送事業法第64条を参考とするとともに、事実関係等についての問い合わせがある場合は下記までご連絡ください。

問い合わせ先 〇〇運輸局〇〇〇部〇〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇〇〇
（又は問い合わせ先 〇〇運輸支局〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇〇）

（元号） 年 月 日（〇〇第 号）

〇〇運輸局長

様式 2 - 4 (協力要請を 5 回受けた場合の警告書) (表面)

〇〇〇〇株式会社 御中

トラック運送事業者の法令違反行為の防止について (警告書)

当〇〇運輸局は、トラック運送事業者の法令違反行為の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら、諸施策を講じてきたところです。

これまで、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が、下記のとおり法令違反行為をしていた事実があったため、支社等に対し 5 回の協力要請を行いました。

違反事実

1. 違反内容 ① 荷主名 (荷主支社等名) ② 過労運転防止違反
③ 要請日時 (元号) 年 月 日 ④ 積載品 (〇〇〇〇)
(⑤ 違反したトラック運送事業者名)
2. 違反内容 ① 荷主名 (荷主支社等名) ② 積載物重量制限違反
③ 要請日時 (元号) 年 月 日 ④ 積載品 (〇〇〇〇)
(⑤ 違反したトラック運送事業者名)
3. 違反内容 ① 荷主名 (荷主支社等名) ② 最高速度違反
③ 要請日時 (元号) 年 月 日 ④ 積載品 (〇〇〇〇)
(⑤ 違反したトラック運送事業者名)
4. 違反内容 ① 荷主名 (荷主支社等名) ② 〇〇違反
③ 要請日時 (元号) 年 月 日 ④ 積載品 (〇〇〇〇)
(⑤ 違反したトラック運送事業者名)
5. 違反内容 ① 荷主名 (荷主支社等名) ② 〇〇違反
③ 要請日時 (元号) 年 月 日 ④ 積載品 (〇〇〇〇)
(⑤ 違反したトラック運送事業者名)

貴社依頼に係る運送に関し、今後このような違反行為が発生した場合、貨物自動車運送事業法第 6 4 条に基づく貴社への勧告を発動し、報道機関等を通じて公表する可能性があるため、貨物の運送依頼に当たっては、トラック運送事業者の法令違反行為が発生しないよう十分に配慮してください。なお、裏面の貨物自動車運送事業法第 6 4 条を参考とするとともに、事実関係等に係るお問い合わせは下記までご連絡ください。

問い合わせ先 〇〇運輸局〇〇〇部〇〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇〇
(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸局長

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（抜粋）

（荷主への勧告）

第64条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）が第17条第1項から第4項まで（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにより第23条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者等が第33条第1号（第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことにより第33条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による 処分をする場合において当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に 基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主 の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

<参考条文等>

第17条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

- 3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

- 4 前三項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

※ 第35条第6項 一般貨物自動車運送事業者に係る規定について、特定貨物自動車運送事業者への準用が規定された条項

〇〇〇〇株式会社 (〇〇支店) 御中

トラック運送事業者の過労運転の防止について (協力要請書)

日頃より、国土交通行政に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、緑ナンバーの営業用トラック輸送は、我が国の経済や人々の暮らしを支えるライフラインとして極めて重要な役割を担っています。そして、緑ナンバーの営業用トラックには、何より安全・安心な運行が求められています。一方で営業用トラック運送事業者は、経営基盤が脆弱であるとされる中小企業 (資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下) が 99% を占めており、その殆どが運送を依頼する側に対して弱い立場にあります。

今般、〇〇運輸支局では、過労運転防止措置義務違反 (貨物自動車運送事業法違反) の情報があつた【トラック運送事業者】について調査したところ、当該法令違反となつた運行において、貴社が運送の依頼をした貨物が積載されていたことがわかりました。

当該法令違反のようなトラック運送事業者の不適切な行為は、安全・安心な運行が確保されないだけでなく、重大な交通事故の発生につながる場合もあります。このため、トラック運送事業者には不適切な行為の再発を防止するための適切、かつ、確実な改善措置を講じてもらう必要があります。

貴社におかれましては、貨物の運送を依頼するに当たって、依頼先のトラック運送事業者において不適切な行為が生じることのないよう、運送現場における状況を把握していただき、長時間の荷待ちが生じていないかどうかのご確認のほか、必要に応じてトラック運送事業者と協議する機会を設けるなどのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 〇〇運輸支局〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇
(又は 問い合わせ先 〇〇運輸支局 〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸 (支) 局長

〇〇〇〇株式会社 (〇〇支店) 御中

トラック運送事業者の過積載運行の防止について (協力要請書)

日頃より、国土交通行政に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、緑ナンバーの営業用トラック輸送は、我が国の経済や人々の暮らしを支えるライフラインとして極めて重要な役割を担っています。そして、緑ナンバーの営業用トラックには、何より安全・安心な運行が求められています。一方で営業用トラック運送事業者は、経営基盤が脆弱であるとされる中小企業 (資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下) が 99% を占めており、その殆どが運送を依頼する側に対して弱い立場にあります。

今般、〇〇運輸支局では、積載制限違反 (過積載運行) (貨物自動車運送事業法違反) の情報があつた【トラック運送事業者】について調査したところ、当該法令違反行為に係る運行において、貴社が運送の依頼をした貨物が積載されていたことがわかりました。

【違反内容】

- ① 違反内容：積載物重量制限 (〇〇割以上)
(最大積載量〇〇 kg のところ〇〇 kg 積載)
- ② 違反日時：(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分
場所：
- ③ 積載貨物：

当該法令違反のようなトラック運送事業者の不適切な行為は、安全・安心な運行が確保されないだけでなく、重大な交通事故の発生につながる場合があります。このため、トラック運送事業者には不適切な行為の再発を防止するための適切、かつ、確実な改善措置を講じてもらう必要があります。

貴社におかれましては、貨物の運送を依頼するに当たって、依頼先のトラック運送事業者において不適切な行為が生じることのないよう、運送現場における状況を把握していただくほか、必要に応じてトラック運送事業者と協議する機会を設けるなどのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 〇〇運輸支局〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇
(又は 問い合わせ先 〇〇運輸支局 〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇〇)

(元号) 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇運輸 (支) 局長

〇〇〇〇株式会社 (〇〇支店) 御中

トラック運送事業者の最高速度違反の防止について (協力要請書)

日頃より、国土交通行政に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、緑ナンバーの営業用トラック輸送は、我が国の経済や人々の暮らしを支えるライフラインとして極めて重要な役割を担っています。そして、緑ナンバーの営業用トラックには、何より安全・安心な運行が求められています。一方で営業用トラック運送事業者は、経営基盤が脆弱であるとされる中小企業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）が99%を占めており、その殆どが運送を依頼する側に対して弱い立場にあります。

今般、〇〇運輸支局では、最高速度違反（貨物自動車運送事業法違反）の情報があった【トラック運送事業者】について調査したところ、当該法令違反行為に係る運行において、貴社が運送の依頼をした貨物が積載されていたことがわかりました。

【違反内容】

- ① 違反内容：最高速度違反（〇〇 km/h 以上）
（法定（指定）速度〇〇 km/h のところ〇〇 km/h 超過）
- ② 違反日時：（元号）〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分
場所：
- ③ 積載貨物：

当該法令違反のようなトラック運送事業者の不適切な行為は、安全・安心な運行が確保されないだけでなく、重大な交通事故の発生につながる場合があります。このため、トラック運送事業者には不適切な行為の再発を防止するための適切、かつ、確実な改善措置を講じてもらう必要があります。

貴社におかれましては、貨物の運送を依頼するに当たって、依頼先のトラック運送事業者において不適切な行為が生じることのないよう、運送現場における状況を把握していただくほか、必要に応じてトラック運送事業者と協議する機会を設けるなどのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 〇〇運輸支局〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇
（又は 問い合わせ先 〇〇運輸支局 〇〇〇部門 電話〇〇〇-〇〇〇〇）

（元号） 年 月 日（〇〇第 号）

〇〇運輸（支）局長

※違反の名称の記載は必須。

※了解が得られた場合は、【トラック事業者】の名称や【違反内容】の詳細を記載する。

〇〇〇第〇〇号の 2
(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長

貨物自動車運送事業法に基づく〇〇支社に対する荷主勧告の実施について（通知）

国土交通省では、トラック運送事業者の運転者の過労運転防止等輸送の安全確保について、関係団体及び関係行政機関と連携を図りながら諸施策を講じているところです。

そうした一方で、法令違反行為が認められたトラック運送事業者に対しては、貨物自動車運送事業法第 33 条の規定に基づく行政処分等を行い、法令違反行為の再発を防止するための措置を講じることを求めているところです。

また、当該違反行為が荷主の指示により行われたことが明らかであるなど、当該違反行為に対して荷主の主体的な関与が認められ、かつ、当該トラック事業者への行政処分のみでは当該違反行為の再発防止が困難であると認められるときは、当該荷主に対しても当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができることになっています。

今般、トラック運送事業者の（過労運転防止措置違反・過積載運行・最高速度違反等の別）の事実が確認されたため、当運輸局において所要の調査を実施したところ、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）に関して、〇〇支社の主体的な関与（～具体的な内容を記載～）が認められたため、貨物自動車運送事業法第 64 条の規定に基づき、〇〇支社に対して、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）の再発の防止を図るための必要な措置をとるべきことを勧告し、当運輸局のホームページ等においてその概要を公表しました。（別添参照）

つきましては貴社におきまして、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）の再発の防止に向けて、〇〇支社において適切な措置が講じられるようご指導ご協力をお願いするとともに、貴社全体におきまして、トラック運送事業者の適切な事業運営に向け運送依頼等の際にご配慮いただきますようお願いいたします。

本通知に関する問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇第〇〇号の2
(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長

トラック運送事業者の法令違反行為への〇〇支社の関与に対する警告の実施について
(通知)

国土交通省では、トラック運送事業者の運転者の過労運転防止等輸送の安全確保について、関係団体及び関係行政機関と連携を図りながら諸施策を講じているところです。

そうした一方で、法令違反行為が認められたトラック運送事業者に対しては、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく行政処分等を行い、法令違反行為の再発を防止するための措置を講じることを求めているところです。

また、当該違反行為が荷主の指示により行われたことが明らかであるなど、当該違反行為に対して荷主の主体的な関与が認められ、かつ、当該トラック事業者への行政処分のみでは当該違反行為の再発防止が困難であると認められるときは、当該荷主に対しても当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができることになっていきます。

今般、トラック運送事業者の（過労運転防止措置違反・過積載運行・最高速度違反等の別）の事実が確認されたため、当運輸局において所要の調査を実施したところ、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）に関して、御社〇〇支社の関与（～具体的な内容を記載～）が認められたため、〇〇支社に対して、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）の再発の防止を図るための必要な措置をとるべきことを警告しました。（別添参照）

今後、同様の事態が再発したときは、貨物自動車運送事業法第64条に基づく勧告を発動し、報道機関等を通じて貴社名を公表する場合がありますので、貴社におきまして、当該トラック運送事業者の（上記違反の別）の再発の防止に向けて、〇〇支社において適切な措置が講じられるようご指導ご協力をお願いするとともに、貴社全体におきまして、トラック運送事業者の適切な事業運営に向け運送依頼等の際にご配慮いただきますようお願いいたします。

本通知に関する問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇